

平成18年1月23日

第9回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会レジュメ
テーマ「区・区長の役割・責務」「議会の役割・責務」
「条例の構成や位置づけなど」等

1 区・区長の役割・責務

< 論点 >

区・区長の役割・責務について、自治基本条例に盛り込むべきことがあるでしょうか。

< 各区の例 >

杉並区自治基本条例

第11条 執行機関は、条例、予算その他の区議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行しなければならない。

第12条 区長は、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。

2 区長は、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。

3 区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。

第13条 区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。

2 区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。

「文の京」自治基本条例

第25条 区長、助役及び収入役並びに行政委員会等は、協働・協治の推進のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たる。

第26条 執行機関は、区民ニーズの把握に努め、補助機関の各部署の

情報共有と連携・協力により、適正かつ迅速に公共的サービスを提供する。

2 執行機関は、常に補助機関の活性化を図るとともに、簡素で機能的かつ柔軟な組織とすることを旨とする。

第27条 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

第28条 執行機関は、協働・協治の視点に立って、政策の立案、実施及び評価の各段階において、区民等の参画を図り、開かれた区政を目指す。

第29条 区長は、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行に当たる。

2 区長は、区政の執行を通じて実現すべき政策を区民等に対して明らかにし、その達成状況について区民等に報告する。

3 区長は、効率的・効果的な行財政運営を行わなければならない。

第30条 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能等の向上に努め、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

足立区自治基本条例

第4条 区長は、区民の信託に応え、この条例の目的を実現するため、誠実かつ公正に区政を執行するように努めなければならない。

中野区自治基本条例

第5条 執行機関は、政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に係る情報を分かりやすく区民に提供するように努めるとともに、区民の求めに応じて区政情報を公開しなければならない。

2 執行機関は、行政運営における公平性及び公正性を確保し、区民の権利及び利益を保護しなければならない。

3 執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営を行わなければならない。

第6条 執行機関の職員は、その職責が区民の信託に由来することを自覚し、この条例の目的の実現に向けて、政策課題に適切に取り組まなければならない。

第7条 区長は、区民の信託にこたえ、区の代表者として、公正かつ誠実な行政運営を行わなければならない。

2 活力ある区政運営を実現するため、区長の職にある者は、連続して3期(各任期における在任期間が4年に満たない場合もこれを1期と

する。) を超えて在任しないよう努めるものとする。

3 前項の規定は、立候補の自由を妨げるものと解釈してはならない。

2 議会の役割・責務

< 論点 >

議会の役割・責務について、自治基本条例に盛り込むべきことがあるでしょうか。

< 各区の例 >

杉並区自治基本条例

第8条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を果たすものとする。

2 区議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

3 区議会は、前2項に規定する機能等を果たすため、効率的な議会運営に努めるものとする。

第9条 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

第10条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前2条に規定する機能等を果たせるよう、誠実に職務遂行に努めなければならない。

「文の京」自治基本条例

第20条 区議会は、住民の直接選挙により選ばれた議員で構成する意思決定機関であり、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を有する。

第21条 区議会は、法令に定める権限を行使し、及び政策論議・立法活動の充実を図ることにより、区政の発展及び区民の福祉の向上に努

める。

第22条 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

第23条 区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す。

第24条 区議会議員は、区民の代表者として品位と名誉を保持し、自己研鑽に努めるとともに、常に区民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務遂行に努める。

足立区自治基本条例

第22条 区議会は、区民の信託に応え、区民の福祉を増進させるため、法律の定めるところによりその権限を行使し、区民の代表としての役割を果たすものとする。

2 区議会は、区政運営が適切、公正かつ効率的に行われるように執行機関を監視し、けん制する機能を果たすものとする。

第23条 区議会は、議会に対する区民の信頼が深められるように、別に条例で定めるところにより、区議会に関する情報を積極的に公開し、及び提供し、開かれた議会運営に努めるものとする。

中野区自治基本条例

第4条 区議会は、区民を代表して重要な意思決定を行う議決機関であるとともに、執行機関の行政運営を調査し、及び監視し、適正かつ効果的な行政運営を確保する権能を有する。

2 区議会は、区議会の保有する情報を公開し、区民との情報共有を図るものとする。

3 条例の構成や位置づけなど

< 論点 >

他の条例や規則などとの関係を、どのように自治基本条例に盛り込むべきでしょうか。

条例の施行後に、条例の施行状況や見直しについて、自治基本条例に盛り込むべきことがあるでしょうか。

< 各区の例 >

杉並区自治基本条例

第31条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

「文の京」自治基本条例

第43条 区は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

足立区自治基本条例

第24条 この条例は、区政運営の基本的な事項について定めるものであり、区が定める最高規範であるため、区は、他の条例、規則その他規程の制定改廃にあたっては、この条例の目的に沿って、整合性を図らなければならない。

第25条 区は、基本理念及び基本原則その他重要な事項に変更があった場合には、この条例の規定及び関連する諸制度の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

付 則

2 この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討し、その結果に基づいて必要な規定の見直しを行うものとする。

中野区自治基本条例

第18条 この条例は、区政の基本となる事項を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

第19条 区は、この条例の趣旨が区政運営に適切に生かされているか検証するとともに、区民の参加による見直し等必要な措置を講ずるものとする。

4 分野別まちづくり課題など

その他、今までに出されたもの以外で、自治基本条例に盛り込むべきことがあるでしょうか。